

仙台市農業委員会第20回総会議事録

I. 開催日時 令和2年1月30日（木曜日）午後2時35分から午後3時51分

II. 開催場所 仙台市役所二日町第二仮庁舎6階 農業委員会委員室

III. 出席委員 (18人)

会 長	1 番 佐々木 均		
会長職務代理者	2 番 中野 勲		
委 員	3 番 赤間 敬	4 番 大泉 権吾	5 番 大里 重市
	6 番 加藤 和江	7 番 加藤 和彦	8 番 菅野 則義
	9 番 郷古 雅春	10 番 佐藤 千治	11 番 菊地 郁夫
	12 番 佐藤 とみ	13 番 品川 忠夫	14 番 鈴木 通
	15 番 鈴木 正年	16 番 高橋 勝彦	
	18 番 嶺岸 若夫	19 番 結城 一吉	

IV. 欠席委員 (1人) 17 番 松原 菊男

V. 議事日程

1. 開会
2. あいさつ
3. 議事録署名委員の指名
4. あっせん会の報告
5. 議案
 - 第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件
 - 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定の件
 - 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件
 - 第4号議案 仙台農業振興地域整備計画の変更に係る意見を求める件
6. 協議
 - (1) 令和2年度農作業標準料金表(案)について
7. 報告
 - (1) 農地改良工事（現状変更）届出
 - (2) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出
 - (3) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出
 - (4) 農地法第3条の3の規定（相続）による届出
 - (5) 農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知
 - (6) 売り渡し希望農地一覧表
 - (7) 経営意向調査結果（中間報告）及び未提出者からの意向調査票回収のお願い
8. その他
 - (1) 会長報告
 - (2) 農業委員会関係出張等の復命
 - (3) 事務局からの連絡事項
 - ①令和2年度仙台市農業委員会全体会等の概要（案）について

- ②人・農地プランの今後の進め方の意見交換会の開催について
- ③「農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見」に対する回答について
- ④許可申請等〆切日の変更について
- ⑤農地利用最適化推進委員連絡会の開催について

VI. 農地利用最適化推進委員

相原 元浩

VII. 農業委員会事務局職員

事務局長	佐藤 能夫	事務課長	庄司 厚
主幹兼振興係長	山本 幸子	農地係長	八木 正志
振興係主査	内海 敏子	農地係主任	菅原 喜美男
農地係嘱託	庄子 尚		

VIII. 会議の概要

1 開 会	開 会 (午後 2 時 35 分)
司会：主幹兼振興係長	ただいまから仙台市農業委員会第 20 回総会を開催いたします。 開会にあたりまして、仙台市農業委員会佐々木会長から、ごあいさつをお願いします。
2 会長挨拶	－ 会長 あいさつ －
司会：主幹兼振興係長	次に議長の選出ですが、仙台市農業委員会会議規則第 5 条の規定により会長が議長を務めることとなっていますので、佐々木会長、よろしく願いいたします。
議 長 (佐々木会長)	議席番号 17 番松原菊男委員から、欠席の届けがありました。19 人中 18 人出席ですので、会議は成立しております。 続きまして、議事録署名委員の指名ですが、私から指名することに、ご異議ありませんか。
	(異議なし)
議 長	それでは、9 番郷古雅春委員、10 番佐藤千治委員を指名いたします。
議 長	議事に入る前に、あっせん会の報告を中野勲あっせん運営委員長からお願いします。
中野勲委員 (あっせん運営)	令和 2 年 1 月 9 日に開催しましたあっせん会の結果を報告します。 当日は、1 件のあっせんがありました。売り渡し申出人は 3 名の共有で、その

委員長)	<p>うち1名が出席し、2名から委任状がでております。買い受け申出人は本人が出席しました。あっせん委員は、若林区から高橋勝彦委員と太白区から郷古雅春委員が出席して調整しました。あっせんの結果、成立し、あっせん調書に双方が署名捺印をしています。なお代金の支払い方法、農地法第3条許可申請の時期、所有権の移転登記手続き、固定資産税の負担方法、土地改良区賦課金の負担方法についても確認しました。以上、あっせん会の報告です。</p>
議 長	<p>議事に入ります。 (午後2時37分)</p> <p>第1号議案農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。</p> <p>調査委員会の報告を18番嶺岸若夫第二調査委員会委員長から報告願います。</p>
嶺岸若夫委員 (第二調査委員会 委員長)	<p>第1号議案の調査委員会の結果について報告します。</p> <p>調査委員会を、1月24日に実施いたしました。調査は、10番佐藤千治委員と、私の2名で行いました。</p> <p>今回の申請は、売買による規模拡大が4件、交換による耕作利便が1件、贈与による農業承継が2件の合計7件です。番号1番から3番までを私から、番号4番から7番までを10番佐藤千治委員から報告します。</p> <p>それでは、番号1番から3番までを報告します。</p> <p>番号1番は、交換により耕作利便を図るものです。用水路を真っすぐに整理するもので仙台市所有地と交換するものです。譲受人は、現在トラクター2台、耕うん機2台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族5人で9.7haの農地を耕作しています。1月21日に阿部弘昭農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地確認をしており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。</p> <p>番号2番は、売買により規模拡大するものです。中間管理事業で賃貸借権が設定されている農地であることから、農地法第18条第6項による合意解約の通知がでております。譲受人は農地所有適格法人で、現在、トラクター2台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、農業従事者4人で11.6haの農地を耕作しています。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。1月22日に早坂久農地利用最適化推進委員が、周辺農地の利用状況等の現地確認をしており、農地法第3条第2項の各号の判断については、別添調査確認表のとおり各号に抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。</p> <p>番号3番は、売買により規模拡大するものです。あっせんにより成立した案件です。利用権での賃貸借権が設定されている農地であることから、農地法第18条第6項による合意解約の通知がでております。譲受人は、現在トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族2人で2.6haの農地を耕作しています。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な</p>

利用の確保に支障はないと考えられます。1月20日に安達良和農地利用最適化推進委員が、周辺農地の利用状況等の現地確認をしており、農地法第3条第2項の各号の判断については、別添調査確認表のとおり各号に抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

佐藤千治委員
(10番)

番号4番から7番までを私から報告します。

番号4番と5番は関連がありますので、一括して報告します。売買により規模拡大するものです。譲受人は、現在トラクター2台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族2人で98aの農地を耕作しています。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。

1月20日に倉片誠喜農地利用最適化推進委員が、周辺農地の利用状況等の現地確認をしており、農地法第3条第2項の各号の判断については、別添調査確認表のとおり各号に抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号6番は、贈与により農業承継するものです。所有者から同世帯の長男への贈与です。譲受人は、現在トラクター1台、耕うん機1台、田植と収穫については、作業委託にて、家族3人で74aの農地を耕作しています。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。1月21日に鈴木卓農地利用最適化推進委員が、周辺農地の利用状況等の現地確認をしており、農地法第3条第2項の各号の判断については、別添調査確認表のとおり各号に抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号7番は、贈与による農業承継です。持分2分の1所有している譲渡人が、持分2分の1を所有している譲受人に持分全部を贈与するものです。譲受人は、持分全部所有となるものです。譲受人は、現在トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、1人で1.7haの農地を耕作しています。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。1月22日に佐藤多喜雄農地利用最適化推進委員が、周辺農地の利用状況等の現地確認をしており、農地法第3条第2項の各号の判断については、別添調査確認表のとおり各号に抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

以上、7件、よろしくご審議をお願いいたします。

議 長

第1号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等
はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。第1号議案について、許可す
ることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長	<p>全員挙手と認めます。よって、第1号議案農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可と決定いたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後2時45分)</p>
議 長	<p>続きまして、第2号議案農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。</p> <p>調査委員会の結果を嶺岸若夫第二調査委員会委員長から報告願います。</p>
嶺岸若夫委員 (第二調査委員会 委員長)	<p>第2号議案の調査結果について報告します。調査は、8番菅野則義委員、12番佐藤とみ委員、14番鈴木通委員と16番高橋勝彦委員の4名で行いました。今回の申請は、駐車場に転用するものが2件です。番号1番と2番を16番高橋勝彦委員から報告します。</p>
高橋勝彦委員 (16番)	<p>番号1番と2番は関連がありますので一括して報告します。駐車場に利用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振地域外の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、4m以上の道路の沿道にあり、500m以内に小・中学校と郵便局の公共施設がある区域であることから、第3種農地と判断しました。申請は、隣接する畑と宅地を一体的に利用するもので、381㎡と85㎡の畑2筆466㎡と既存宅地386.75㎡を含む合計852.75㎡を駐車場(普通車25台)に375㎡、通路等に477.75㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。以前に道路拡張工事による現場事務所等に利用させてきた経緯があり、現状のまま利用することから、造成費はありません。事前に利用させたことから、始末書が提出されております。用排水計画については、現況の地盤を利用し自然浸透方式にするものです。また、被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。以上のことから農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。</p>
議 長	<p>第2号議案について調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議、意見等なし)</p>
議 長	<p>それでは、意見等がありませんので採決します。</p> <p>第2号議案について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手と認めます。よって、第2号議案農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可と決定いたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後2時48分)</p>

議長	<p>続きまして、第3号議案農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。</p> <p>調査委員会の結果を嶺岸若夫第二調査委員会委員長から報告願います。</p>
<p>嶺岸若夫委員 (第二調査委員会 委員長)</p>	<p>第3号議案の調査結果について報告します。</p> <p>調査は、8番菅野則義委員、12番佐藤とみ委員、14番鈴木通委員と16番高橋勝彦委員の4名で行いました。今回の申請は、資材置場に転用するものが2件、駐車場に転用するものが1件、覆土置場に転用するものが1件、資材置場に一時転用するものが1件の合計5件です。番号1番と2番を12番佐藤とみ委員から、番号3番と4番を14番鈴木通委員から、番号5番を16番高橋勝彦委員から報告します。</p>
<p>佐藤とみ委員 (12番)</p>	<p>それでは、番号1番と2番を報告します。</p> <p>番号1番は、資材置場として、賃貸借権の設定により一時転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外の農地です。農地区分は、集落に接続しており、第3種農地に近接する区域であることから、第2種農地と判断しました。申請は、水道局の工事を受注した建設業者が、田の一部380㎡と宅地の一部250㎡の事業面積630㎡を一時転用し、資材置場に302㎡、駐車場(普通車)4台に60㎡、通路等に268㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画および農地復元計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であることを、預金残高証明書により確認しております。なお、許可を受けずに利用を開始した事に関して、始末書が提出されております。また一時転用する期間は、3月31日までとなっています。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。</p> <p>番号2番は、資材置場として、賃貸借権の設定をするものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過している区域です。農地区分は、西側の農地とは水路で分断されており、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、駐車場管理業者が資材置場に利用するもので、田980㎡を転用し、コンテナ等の資材置場に324.52㎡、通路等に655.48㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であることを、預金通帳写しにより確認しております。また、賃貸借の設定期間は、10年です。なお、土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。</p>

鈴木通委員
(14 番)

番号3番は、駐車場として、賃貸借権の設定をするものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過している区域です。農地区分は、市街化区域に接続し街区がある程度形成されており、500m以内に小・中学校と病院等公共施設がある区域であることから、第3種農地と判断しました。申請は、宅地建物取引業者が貸駐車場に利用するもので、畑1,842㎡を転用し、駐車場・普通車54台に675㎡、法面に566㎡、通路等に601㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画については、全額自己資金であることから、預金通帳写しにより確認しております。なお、賃貸借権の設定期間は、20年です。また、土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号4番は、資材置場として、売買による所有権移転をするものです。申請地は、都市計画区域外の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外の農地です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、建築業者が資材置場に利用するもので、田4筆1,595㎡を転用し、建築資材等の資材置場に490㎡、通路に564㎡、法面等に541㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画については、全額自己資金であることから、預金残高証明書により確認しております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

高橋勝彦委員
(16 番)

番号5番は、覆土置場として、売買による所有権移転をするものです。面積が3,000㎡を超える案件のため、聞き取り調査を実施しております。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過している区域です。農地区分は、集落に接続しており、産業廃棄物最終処分場事業用地の拡張であることから、第2種農地と判断しました。申請は、産業廃棄物処理業者が、産業廃棄物最終処分場の覆土置場及び自社所有山林の間伐材置場に利用するもので、田・畑計2筆15,628㎡と山林等を含めた事業面積は47,284㎡であり、覆土置場に14,448㎡、間伐材置場に3,620㎡、造成森林緑地に6,155㎡、造成法面に1,040㎡、残地森林18,732㎡、水路・通路等に3,289㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は、全額自己資金であることから、預金残高証明書により確認しております。また、土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調

	<p>査いたしました。</p> <p>以上、5件よろしくご審議いただきますようお願いいたします。</p>
議 長	<p>第3号議案について調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。</p>
大泉権吾委員 (4番)	<p>番号1番について、水道局の工事ということですが、始末書が出ていることは工事の発注側の水道局は承知しているのでしょうか。</p>
事務局	<p>申請者には注意し、始末書を出してもらっていますが、発注元には話をしておりません。今後、可能な限りそういう情報もお伝えすべきと思います。</p>
大泉権吾委員 (4番)	<p>番号5番は、覆土置場として使った後は更地になるのか、相当大きい面積なので教えてほしいのですが、最終計画は示されているのですか。</p>
高橋勝彦委員 (16番)	<p>最終的には、桜の木を植えるようです。別の場所ですが皆さんが以前、現地調査で見たような感じになるそうです。</p>
赤間敬委員 (3番)	<p>第4号議案で農振農用地区域から市街化編入する意見を求められていますが、番号3番の転用地も市街化区域に編入する予定地ですか。</p>
事務局	<p>市街化区域になる予定地となっています。</p>
議 長	<p>他に、ご意見等はございませんか。</p> <p>(異議、意見等なし)</p>
議 長	<p>それでは、意見等がありませんので採決します。</p> <p>第3号議案について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手と認めます。よって、第3号議案農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可と決定いたします。</p> <p>(午後3時05分)</p>
議 長	<p>続きまして、第4号議案仙台農業振興地域整備計画の変更に係る意見を求める件について、を上程します。</p> <p>調査委員会の結果を、嶺岸若夫第二調査委員会委員長から報告願います。</p>
嶺岸若夫委員	<p>第4号議案の調査結果を報告します。</p>

(第二調査委員会
委員長)

調査は、8番菅野則義委員、12番佐藤とみ委員、14番鈴木通委員と16番高橋勝彦委員の4名で行い、聞き取り調査は全員で、経済局農政企画課からの説明を受けました。この整備計画の変更は別紙のとおり、編入が3件、除外が3件、用途区分の変更が2件の合計8件です。調査報告については、8番菅野則義委員から報告します。

菅野則義委員
(8番)

第4号議案の調査結果を報告します。

整理番号1番から3番は、編入によるものです。整理番号1番と2番については、圃場整備の対象地として含めるため、農用地区域に編入するものです。整理番号3番については、農業振興関連施策(多面的機能支払交付金)のため、農用地区域に編入するものです。次に、整理番号4番から6番は、除外するものです。整理番号4番については、分家住宅を建築するため除外するものです。農用地区域以外の所有地はインフラ整備が困難な場所であり、今後実家の農業に取り組むことも鑑み、農業用機械等を保管する実家に近い場所であることから選定したものです。都市計画区域外ですが、市街化調整区域内の分家住宅建築要件と同じ500㎡以内の事業面積になっています。整理番号5番については、土地区画整理予定地で、市街化区域になることから、除外するものです。平成28年度に都市計画審議会で決定しているものです。整理番号6番については、農家レストラン用の駐車場に利用するため除外するものです。既存施設である農家レストランの拡張であり、来客用の駐車場として使用するためには、近隣の土地で選定する必要がある、店舗規模に応じた駐車スペースを満たす未利用地は他にないことから当該地を選定したものです。次に、整理番号7番と8番は、用途区分変更によるもので、いずれも農業用施設(農業用機械格納庫)を設置するため、用途区分を変更するものです。変更の内容が同一ですので、一括して説明いたします。これまで、市街化区域の住宅街において、糞溜り・精米等を行ってきておりましたが、粉塵や荷こぼれ等による近隣住民への苦情配慮のため、住宅街から離れたところへ農業用施設を整備するため、農地の近くに農業用施設を設置するものです。なお、200㎡を超える面積であることから、今回の用途区分変更後に農地法第4条許可申請の手続きが必要になります。

今回の変更案件のうち、除外並びに用途区分の変更については、農振除外の5要件をすべて満たしているものです。農用地利用計画変更申出書など関係書類を検討した結果、すべての案件について「やむを得ないもの」と調査いたしました。

以上、よろしくご審議ください。

議 長

第4号議案について調査の結果、やむを得ないとの報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。

第4号議案について、「やむを得ない」とすることに賛成の方は挙手をお願いし

<p>議 長</p>	<p>ます。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p> <p>全員挙手と認めます。よって第4号議案仙台農業振興整備計画の変更に係る意見を求める件については、やむを得ないと意見を付すことに決定いたします。</p> <p>以上で議案を終了します。 (午後3時10分)</p>
<p>議 長</p> <p>加藤和江企画 検討副チーム 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>続きまして、協議に入ります。</p> <p>協議事項(1)「令和2年度農作業標準料金表(案)について」を加藤和江企画検討副チーム長から説明願います。</p> <p>12月の総会で協議した(案)を農作業標準料金策定協議会で協議し、農業委員会(案)のとおり決定しました。</p> <p>なお、策定協議会では来年度、オフセットモアの料金設定等について、調査して検討するということになりました。</p> <p>また、消費税抜きと込みの両方を載せることも検討することになりました。</p> <p>本日承認いただきましたら、3月上旬に、広報誌「JAせんだい」に折込し、全農家へ配布する予定となっています。</p> <p>協議事項(1)について、ご質問・ご意見等はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p> <p>質問がないようですので、(1)「令和2年度農作業標準料金表(案)について」は承認いたします。</p> <p>以上で協議事項を終了いたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後3時14分)</p>
<p>議 長</p> <p>嶺岸若夫委員 (第二調査委員会 委員長)</p>	<p>続きまして、報告事項に入ります。まず、農地関係から報告します。</p> <p>(1)農地改良工事(現状変更)届出について、嶺岸若夫第二調査委員会委員長から報告願います。</p> <p>農地改良工事(現状変更)届出について、1月24日に実施した第二調査委員会で調査しました。届出は2件ありました。番号1番と2番は、関連がありますので一括して報告いたします。市街化区域で隣接した農地の農地改良工事であることから、2件まとめて聞き取り調査を実施しました。届出1件目は、田2,969㎡の内1,000㎡を、届出2件目は、田2筆の合計1,015㎡を盛土して利便性の向上を図るものです。田として利用するのは効率が悪いいため、隣地と同時に盛土して整備し、大豆を栽培する計画です。なお、今回農地改良工事を実施しない一部の田については、今後も学童農園として利用する予定です。盛土工事期間は、2月</p>

29日までの約1ヶ月です。また、市街化区域の住宅地にあることから、安全面・騒音防止等の配慮がなされることを確認しております。令和元年12月24日に担当委員の大泉権吾農業委員が現地確認をしております。関係書類も整備され提出されていることを確認しております。以上です。

議 長

農地改良工事について、報告がありました。何か質問等はありませんか。

(全員なし)

議 長

続きまして、(2)農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出から(6)売り渡し農地一覧までを事務局から報告願います。

なお、質問については説明後、一括して受けます。

事務局
農地係長

それでは、報告いたします。別紙報告書をご覧ください。

(2)農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出については、2ページに記載のとおり、番号4065から4066まで2件の届出がありました。転用目的の内訳は、一般住宅・駐車場への転用が各1件ずつありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。

続きまして、(3)農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出については、3ページから6ページに記載の通り、番号5182から5190まで9件の届出がありました。転用目的の内訳は、一般住宅・駐車場への転用が各3件ずつ、資材置場への転用が2件、薬局への転用が1件ありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。

続きまして、(4)農地法第3条の3の規定による届出については、7ページから10ページに記載のとおり6件の届出がありました。すべて相続による権利の取得となっております。

続きまして、(5)農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知については、11ページに記載のとおり6件ありました。

続きまして、(6)売り渡し希望農地一覧ですが、あっせん成立したものが1件、また新規の申し出が1件ありましたので、一覧表を修正しております。仙台市のホームページにも掲載して広く周知しているところです。あっせんの掘り起しをよろしくお願いいたします。

農地関連の報告事項は、以上でございます。

議 長

報告事項(2)から(6)までについて、ご質問等はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問等がないようです。

	次に(7)経営意向調査結果(中間報告)及び未提出者からの意向調査票回収のお願いについて事務局から報告願います。なお、質問については説明後、受けます。
事務局	— 説明 —
議長	(7)経営意向調査結果(中間報告)及び未提出者からの意向調査票回収のお願いについて、ご質問等はございませんか。
菊地郁夫委員 (11番)	農地面積は畑も河川敷も含んでいるのですか。意向調査の回答のあった農地となっていますが、未提出者から回収すると増えるのでしょうか。
事務局	農地面積は、市街化区域を除いた農地なので、畑も河川敷も入っています。 回収すると増えるので、中田地区はあと24.9ha以上の回収になるよう、意向調査票を集めてほしいです。
菊地郁夫委員 (11番)	うまく実質化しているところは集落営農法人があつてそこに集積が進んでいると思いますが、中田は震災でも被害がなくて個人でやっている人が多いです。人・農地プランに掲載する担い手対象者に加えればその面積は実質化になると思いますが、どうなんでしょうか。人・農地プランが周知されていないので、アンケートだけ来ても何のことかわからない人が多いです。担い手になっている人も、もういいや、と欠けていきます。1法人だけあればいいというのではなく多様な担い手を確保した方がいいと思います。
事務局	掲載するのは担い手だけでなく、辞めたい人等の農地情報も入れます。集落営農法人があれば面積ベースの回収率は上がりますが、属人での回収率が35%なので、回収を進めていただきたいと思います。人・農地プランの状況は地域によって事情が違うので、後ほど説明しますが、委員の皆様から意見を聞く機会を農林部で設定しますので、その際に具体的に話していただくと助かります。
議長	他に、ご質問等はございませんか。なければ、以上で報告事項を終了いたします。 (午後3時32分)
議長	続きます、その他に入ります。質問については説明後、一括して受けます。 (1)会長報告を私から(佐々木均会長)報告します。資料3をご覧ください。
会長	(会長報告)
議長	続きます、(2)農業委員会関係出張等の復命について 加藤和江委員から1月20日開催の令和元年度第3回市町村農業委員会女性委員等研修会の報告をお願いします。

加藤和江委員	— 報告 —
議 長	次に(3)事務局からの連絡事項について、事務局から説明願います。
事務局	(3)事務局からの連絡事項について ① 令和2年度仙台市農業委員会全体会等の概要(案)について ② 人・農地プランの今後の進め方の意見交換会の開催について ③ 「農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見」に対する回答について ④ 許可申請等〆切日の変更について ⑤ 農地利用最適化推進委員連絡会の開催について ⑥ 2月～3月の予定表 ⑦ 他市町村農業委員会だより等(農政時流、札幌市、広島市、石巻市)
議 長	その他についてご意見、ご質問等がございますか。 (意見なし)
議 長	質問等はないようですので、その他について終了いたします。 他に何かありますか。 なければ以上で全てを終了いたします。
司会：主幹兼振 興係長	それでは、閉会のあいさつを中野会長職務代理者からお願いします。
中野会長職務 代理者	以上をもちまして、仙台市農業委員会第20回総会を閉会します。
	閉 会 (午後3時51分)